

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することとすることができる等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

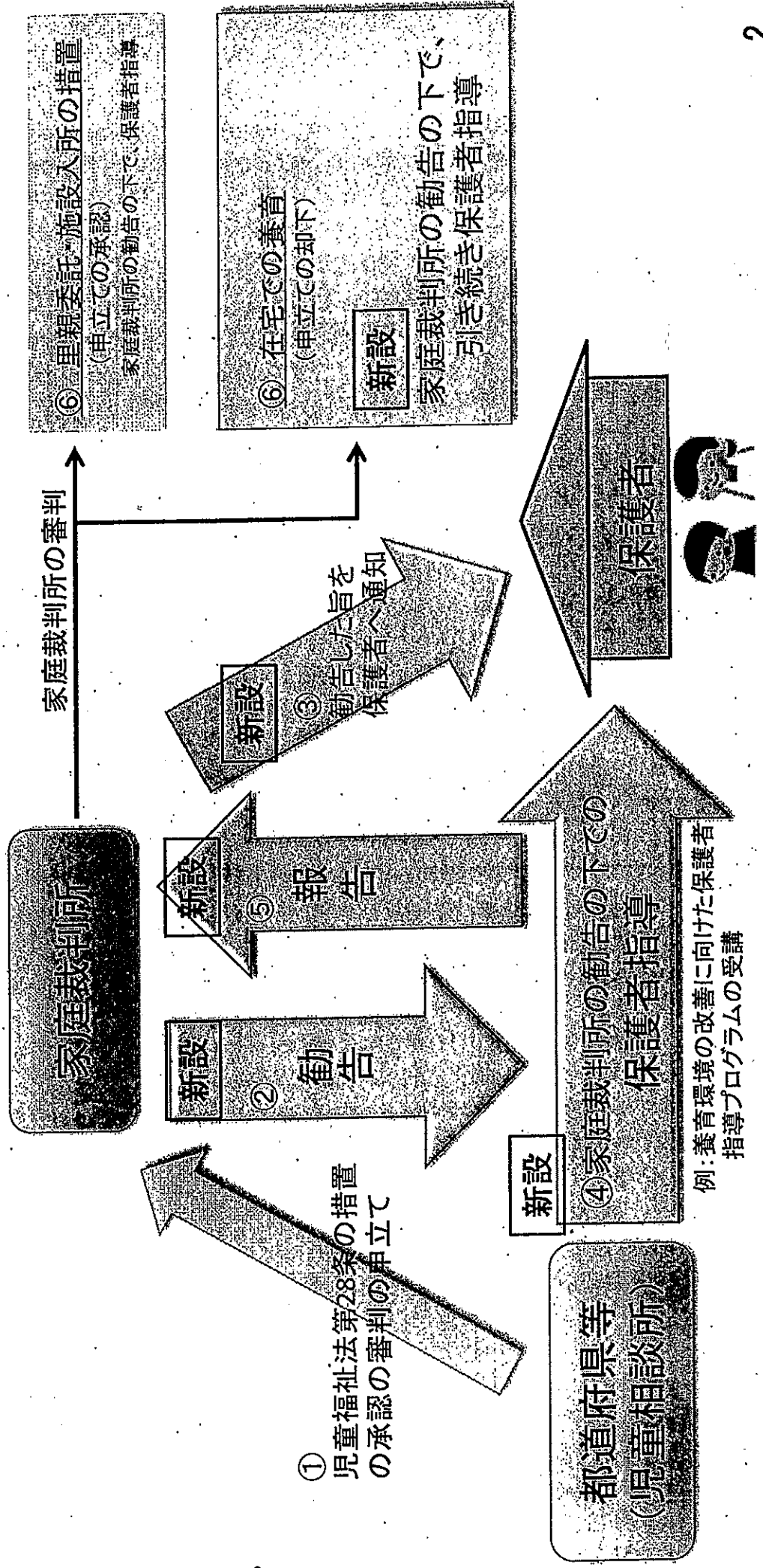
4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

家庭裁判所の勧告の下での保護者指導(在宅等)の創設
 ↓
 指導の実効性向上により、良好な家庭養育の確保



2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

現行

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。



改正後

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬ。

※ 親権者等の同意なく2ヶ月を超えて行う一時保護の件数(H28雇用均等・児童家庭局調べ)

・年間468件(推計値)

(参考)

施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数(H28福祉行政報告例)

・年間317件

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

現行

- 接近禁止命令を行うことができる場合
 - ・ 親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合



改正後

- 接近禁止命令を行うことができる場合
 - ・ 親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合
 - ・ 親権者等の同意のもとでの施設入所等の措置が採られている場合
 - ・ 一時保護の場合

※ 例えば、性的虐待を受けた児童・生徒について、一時保護や同意入所措置が行われている場合に、加害者(保護者)の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題への対応が可能となる。

審判前の勧告を求めめるケース

次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いているため家庭裁判所へ承認の申立てを行なったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。

例1

子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いているが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例
→（上申の例）市町村の在宅支援サービス等を定期的に活用して自宅の生活環境を改善し、子どもの適切な養育環境を整え維持するよう指導すること。

例2

保護者のネグレクトを原因とする法第28条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完了したらずに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、法第28条第2項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例

→（上申の例）保護者指導プログラムの受講を完了させた上で、宿泊や一時帰宅を週1回程度繰り返す中で、親子関係を改善するなど、子どもが家庭に復帰することとができると認められる状況になるよう指導すること。

子発0112第1号
平成30年1月12日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)において具体的に示しているところである。

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号。以下「改正法」という。)が、平成30年4月2日に施行されること等を踏まえ、今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。ただし、改正法の施行に伴う改正(第2章第4節、第3章第7節1、第4章第2節、第6節2(4)、(5)及び(6)並びに第10節、第5章、第7章第2節、第8章第11節及び第12節、第9章並びに別添15から20までの改正をいう。以下同じ。)については平成30年4月2日から適用する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知のうち、改正法の施行に伴う改正については、最高裁判所事務総局から各下級裁判所に、周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所に おいて、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、 市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住 居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。） に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児 童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能（法 第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童</p>	<p>児童相談所運営指針</p> <p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所に おいて、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、 市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉 施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。） に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若 しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する等の機能（法第26 条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談</p>

新	旧
<p>相談所設置市の市長を含む。)の権限の委任)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 援助指針 (援助方針) の重要性</p> <p>1. 援助指針 (援助方針) の必要性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、<u>里親等への委託又は児童福祉施設等への措置、他の機関への送致、あつせん等があるが、いずれの場合においても子どもの最善の利益を踏まえた具体的援助指針 (援助方針) の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針 (援助方針) の検証や新たな指針 (方針) の作成を進めていく。</u></p> <p>在宅での援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会などを基盤に、市町村や関係機関と連携し、協働して見直しまでの期間に関する適切な援助 (支援) 計画と援助目標を立て、それを共有し、それぞれの機関の役割や援助目標を決め、見直しの会議の時期を設定する。また、家庭環境の変化等集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておく。</p> <p>保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。その際、具体的な指導や支援を市町村が行った方が良いと考えられる場</p>	<p>所設置市の市長を含む。)の権限の委任)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 援助指針 (援助方針) の重要性</p> <p>1. 援助指針 (援助方針) の必要性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、<u>児童福祉施設等又は里親等への措置、他の機関への送致、あつせん等があるが、いずれの場合においても子どもの最善の利益を踏まえた具体的援助指針 (援助方針) の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針 (援助方針) の検証や新たな指針 (方針) の作成を進めていく。</u></p> <p>在宅での援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会などを基盤に、市町村や関係機関と連携し、協働して見直しまでの期間に関する適切な援助 (支援) 計画と援助目標を立て、それを共有し、それぞれの機関の役割や援助目標を決め、見直しの会議の時期を設定する。また、家庭環境の変化等集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておく。</p> <p>保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。その際、具体的な指導や支援を市町村が行った方が良いと考えられる場</p>

新

合は、市町村に委託する。指導措置を行っても援助を受け入れない場合は、再評価のために一時保護を行う等により、子どもの権利を守る行動を積極的に起こす必要がある。

里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合には、子どもへの援助指針（援助方針（里親等への措置の場合は自立支援計画））と実親への援助指針（援助方針）を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。保護者への援助指針（援助方針）は子どもと実親の関係性の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村やその関係機関と連携して指針（方針）を立てる必要がある。

援助指針（援助方針）とは、子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針（方針）の策定が必要不可欠である。当該指針（方針）に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。なお、援助指針（援助方針）は定期的（3～4か月1回程度）に見直しを行うこと。

(3) 援助指針（援助方針）は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、里親、施設等とをつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。

2. 援助指針（援助方針）を定める過程

(1)～(6) (略)

(7) 上記の社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針（援助方針）

旧

合は、市町村に委託する。指導措置を行っても援助を受け入れない場合は、再評価のために一時保護を行う等により、子どもの権利を守る行動を積極的に起こす必要がある。

児童福祉施設等又は里親等への措置をする場合には、子どもへの援助指針（援助方針（里親等への措置の場合は自立支援計画））と実親への援助指針（援助方針）を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。保護者への援助指針（援助方針）は子どもと実親の関係性の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村やその関係機関と連携して指針（方針）を立てる必要がある。

援助指針（援助方針）とは、子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針（方針）の策定が必要不可欠である。当該指針（方針）に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。なお、援助指針（援助方針）は定期的（3か月に1回程度）に見直しを行うこと。

(3) 援助指針（援助方針）は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、施設等とをつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。

2. 援助指針（援助方針）を定める過程

(1)～(6) (略)

(7) 上記の社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針（援助方針）

案を導き出す。なお、里親等へ委託又は児童福祉施設等への措置を行う場合には、判定会議において行い、援助指針（援助方針）案を里親、施設職員等の関係者と十分に協議して策定する。

(8)～(10) (略)

3. 援助指針（援助方針）の内容

(1) 援助指針（援助方針）には、次の内容を含める。

ア～ウ (略)

エ 援助指針（援助方針）の検証と見直しの時期

事例は常に変化するものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針（援助方針）は定期的に見直す必要がある（3～4か月に1回程度）。このため、次期検証の時期を明確にしておく。

オ・カ (略)

(2) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、及び児童委員指導、市町村指導や児童家庭支援センター指導等他機関や市町村に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の考え方等を十分伝え、協働して援助指針（援助方針）を作成し、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標や援助指針（援助方針）について明確にし、関係する全ての機関がその援助指針（援助方針）を共有する。里親等への委託や児童福祉施設等への措置をする際には、支援の進捗状況に応じ、保護者、子ども、家庭や地域のアセスメントに基づき、保護者や家庭支援の頻度・内容・支援を担う機関や人材の計画、その計画の評価方法、家庭復帰を目指して取り組む親子関係再構築支援に関する内容を盛り込み、この内容を実施した上で、家庭復帰については、子

案を導き出す。なお、施設入所措置等を行う場合には、判定会議において行い、援助指針（援助方針）案を施設職員等の関係者と十分に協議して策定する。

(8)～(10) (略)

3. 援助指針（援助方針）の内容

(1) 援助指針（援助方針）には、次の内容を含める。

ア～ウ (略)

エ 援助指針（援助方針）の検証と見直しの時期

事例は常に変化するものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針（援助方針）は定期的に見直す必要がある（3か月に1回程度）。このため、次期検証の時期を明確にしておく。

オ・カ (略)

(2) 児童福祉施設等又は里親等へ措置する場合、及び児童委員指導、市町村指導や児童家庭支援センター指導等他機関や市町村に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の考え方等を十分伝え、協働して援助指針（援助方針）を作成し、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標や援助指針（援助方針）について明確にし、関係する全ての機関がその援助指針（援助方針）を共有する。なお、この場合も上記アからカまでが援助指針（援助方針）に含まれていることを確認する。

どもや家庭の状況等を踏まえて判断すること。なお、この場合も上記アからカまでが援助指針（援助方針）に含まれていることを確認する。

(3)～(5) (略)

(6) 立てられた援助指針（援助方針）については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。

(7)・(8) (略)

4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討

(1) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、児童相談所は、援助指針（援助方針）に基づき、事前に里親等又は児童福祉施設等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。

(2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）については、~~児童福祉施設等又は里親等の意見も踏まえながら、一定の期間（3～4か月）ごとに、児童相談所又は児童福祉施設等と協議し、里親等が策定した援助指針（援助方針）に基づき、事前に児童福祉施設等又は里親等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。~~児童福祉施設等又は里親等が策定した援助指針（援助方針）に基づき、事前に児童福祉施設等又は里親等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。

(3)～(5) (略)

(6) 立てられた援助指針（方針）については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。

(7)・(8) (略)

4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討

(1) 児童福祉施設等又は里親等に措置する場合、児童相談所は、援助指針（援助方針）に基づき、事前に児童福祉施設等又は里親等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。

(2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）については、~~児童福祉施設等又は里親等の意見も踏まえながら、一定の期間を~~児童福祉施設等又は里親等の意見も踏まえながら、一定の期間を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。

新

旧

<p>(3) (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各部門の業務分担</p> <p>児童相談所の業務は各部門によるチームワークを原則とするので、その構成単位部門の単独責任によって対応しうるものはほとんどないが、業務手続上、主として各部門がいかなる業務を担当するものであるかをA級の場合の例を示すと以下のとおりである。</p> <p>なお、児童相談所において児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 相談・指導部門の業務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各部門の業務分担</p> <p>児童相談所の業務は各部門によるチームワークを原則とするので、その構成単位部門の単独責任によって対応しうるものはほとんどないが、業務手続上、主として各部門がいかなる業務を担当するものであるかをA級の場合の例を示すと以下のとおりである。</p> <p>なお、児童相談所において児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、<u>相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 相談・指導部門の業務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>児童福祉施設等又は里親等に措置した後の家庭指導等</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p>
--	--

新	旧
<p>1～16 (略)</p> <p>17. 弁護士</p> <p>法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第 33 条第 5 項の引き継いで一時保護の承認の申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うこと</p> <p>18～28 (略)</p> <p>第 5 節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成 16 年児童福祉法改正法により平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、</p> <p>② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。</p> <p>さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法により、「任用前講習会」という。）の課程を修了することが要件とされた。（法第 13 条第 3 項第 5 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 職員の研修等</p>	<p>1～16 (略)</p> <p>17. 弁護士</p> <p>法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと</p> <p>18～28 (略)</p> <p>第 5 節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成 16 年児童福祉法改正法により平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、</p> <p>② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。</p> <p>さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法により、社会福祉主事から任用する場合には、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了することが要件とされた。（法第 13 条第 3 項第 5 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 職員の研修等</p>

新

- (1) (略)
- (2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「任用後研修」という。）を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育（スーパーバイザー）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。（法第13条第8項、平成29年厚生労働省告示第131号）
- (3)～(7) (略)
- (8) なお、任用前講習会、任用後研修及びスーパーバイザー研修の受講により到達しなければならない目標は参考1、2及び3のとおりである。

3 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 相談援助活動の原則

児童相談所における相談援助活動の展開は第1章第2節図-1に示すとおりである。この中で特に留意すべき原則は以下のとおりである。

- (1)～(3) (略)
- (4) 問題の内容、性格によっては里親等、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含めた調整を柔軟に行っていく。
- (5) (略)

- (6) 児童相談所は相談援助活動を行うに当たって、児童相談所長（以下「相談所長」という。）が、当該児童相談所に係る児童の保護、救済、育成その他の福祉の増進を図るに努め、当該児童の権利を尊重し、その人格の尊重及び個性の発達に資するよう努むるものとする。
- (7) 児童相談所は、当該児童の保護、救済、育成その他の福祉の増進を図るに努め、当該児童の権利を尊重し、その人格の尊重及び個性の発達に資するよう努むるものとする。
- (8) 児童相談所は、当該児童の保護、救済、育成その他の福祉の増進を図るに努め、当該児童の権利を尊重し、その人格の尊重及び個性の発達に資するよう努むるものとする。

旧

- (1) (略)
- (2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育（スーパーバイザー）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。（法第13条第8項、平成29年厚生労働省告示第131号）
- (3)～(7) (略)

3 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 相談援助活動の原則

児童相談所における相談援助活動の展開は第1章第2節図-1に示すとおりである。この中で特に留意すべき原則は以下のとおりである。

- (1)～(3) (略)
- (4) 問題の内容、性格によっては施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含めた調整を柔軟に行っていく。
- (5) (略)

~~児童相談所は児童福祉法第5条第2項第2号の児童相談所を指す。~~
~~児童相談所は児童福祉法第5条第2項第2号の児童相談所を指す。~~
~~児童相談所は児童福祉法第5条第2項第2号の児童相談所を指す。~~
~~児童相談所は児童福祉法第5条第2項第2号の児童相談所を指す。~~

第2節 相談の受付と受理会議

1～4 (略)

5. 管轄

児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るといふ観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。

(1)～(4) (略)

(5) 里親等に委託している場合及び児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所等している場合には、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合には、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。

(6)～(8) (略)

6～9 (略)

10. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、次回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよ

第2節 相談の受付と受理会議

1～4 (略)

5. 管轄

児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るといふ観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。

(1)～(4) (略)

(5) 児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所等している場合及び里親等に委託している場合には、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合には、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。

(6)～(8) (略)

6～9 (略)

10. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、次回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよ

新

う上記のような丁寧な対応を心掛ける。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県、設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならぬこととされている。

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされずは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることが多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善

旧

う上記のような丁寧な対応を心掛ける。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県、設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならぬこととされている。

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされずは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることが多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善

新	旧
<p>及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者(児)の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合 通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① <u>里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長</u>からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</p> <p>② <u>里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長</u>からの養育状況報告</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>11・12 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① <u>里親等、指定発達支援医療機関への委託措置及び児童福祉施設への入所措置を要する事例</u></p>	<p>及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者(児)の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合 通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① <u>児童福祉施設の長、指定発達支援医療機関の長又は里親等</u>からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</p> <p>② <u>児童福祉施設の長、指定発達支援医療機関の長又は里親等</u>からの養育状況報告</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① <u>児童福祉施設への入所措置及び里親、指定発達支援医療機関への委託措置を要する事例</u></p>

新	旧
<p>② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例</p> <p>③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合</p> <p>④ その他必要と認められる事例</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p> <p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p> <p>なお、法第28条第4項、第6項又は第7項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p>	<p>② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例</p> <p>③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合</p> <p>④ その他必要と認められる事例</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p> <p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p> <p>なお、法第28条第6項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p> <p>また、このほか、<u>法第33条第5項の規定に基づき、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過することに、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。</u>この手続等については、<u>第5章第2節</u></p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について</p> <p>(1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。(令第32条)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都道府県知事が必要と認めるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県知事が必要と認める場合は、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p>	<p>「一時保護所入所の手続き」を参照されたい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について</p> <p>(1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。(令第32条)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童相談所長が必要と認めるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 児童相談所長が必要と認める場合は、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p>

新	旧
<p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条(児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に對する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第82条第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならぬ。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをした旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第82条第3項に基づき、児童等が児童相談所長等が措置を行った場合において、子どもが自ら又は代理人を通じて児童相談所長等と協議し、協議の結果、児童相談所長等が措置を行うこととなる場合は、児童相談所長等は、協議の内容を十分説明すること。</p> <p>なお、児童相談所と協力の上、児童等が児童福祉施設等が設置する自立支援施設において、児童相談所が一定の期間を置いて(3)条が規定する措置(自立支援)を実施し、援助措置(援助施設)を適切に利用すること。</p> <p>第2節 在宅指導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条(児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に對する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第82条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2節 在宅指導等</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

新	旧
<p>(8) 保護者等に対する指導について</p> <p>ア 法第 27 条第 1 項第 3 号の措置により里親等に委託されている又は施設に入所している子ども等の保護者に対しては、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に加え、児童虐待防止法第 11 条の規定による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。</p> <p>イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。</p> <p>なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。</p> <p>また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、子どもの心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第 11 条第 3 項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において</p>	<p>(8) 保護者等に対する指導について</p> <p>ア 法第 27 条第 1 項第 3 号の措置により施設に入所している子ども等の保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に加え、児童虐待防止法第 11 条の規定により、法第 27 条第 1 項第 2 号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。</p> <p>イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。</p> <p>なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。</p> <p>また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、子どもの心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第 11 条第 3 項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において</p>

新	旧
<p>て必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第28条第1項の強制措置（里親委託・入所）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。</p> <p>さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する子どもに対し親権を行わせることが著しく当該子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされた。</p> <p>なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。</p> <p>ウ 都道府県等から法第28条の規定による措置に関する承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができるとされされており、家庭裁判所からこうした求め等があった場合には、迅速かつ適切な審判に向けて協力すべきである。</p> <p>また、家庭裁判所は、法第28条の規定による措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を都道府県等に</p>	<p>て必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。</p> <p>さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する子どもに対し親権を行わせることが著しく当該子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされた。</p> <p>なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。</p> <p>ウ 都道府県等から法第28条の規定による措置に関する承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、その申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができるとされされており、家庭裁判所からこうした求め等があった場合には、迅速かつ適切な審判に向けて協力すべきである。</p> <p>また、家庭裁判所は、法第28条の規定による措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県等に</p>

を採るよう勧告することができるとされており、また、法第28条第4項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができるとされており、家庭裁判所からこうした勧告が行われた場合には、これを踏まえて保護者指導を行うことが必要である。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べることが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

3 (略)

第3節 (略)

第4節 里親

1～4 (略)

5. 子どもの委託

(1) 里親の選定

ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、その子どもがこれまで育んでき

勧告することができるとされており、家庭裁判所からこうした勧告が行われた場合には、これを踏まえて保護者指導を行うことが必要である。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べることが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

3 (略)

第3節 (略)

第4節 里親

1～4 (略)

5. 子どもの委託

(1) 里親の選定

ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、その子どもがこれまで育んでき

新	旧
<p>た人的関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 里親に子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならぬ(令第322条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託された子どもの担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託された子どもの担当者に加え、里親支援事業の里親等相談支援員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p>	<p>た人的関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 里親に子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書の規定により採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならぬ(令第322条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託された子どもの担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託された子どもの担当者に加え、里親支援事業の里親等相談支援員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p>

新

上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、子どもを委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問するほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問することとし、~~そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問することとし、~~

(3)～(5) (略)

8～11 (略)

第5節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

1. (略)

2. 子どもの委託

(1) ファミリーホームの選定

ア (略)

イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならぬ（令第32条）が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

ウ (略)

旧

上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、子どもを委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問することとし、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問することとし、

(3)～(5) (略)

8～11 (略)

第5節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

1. (略)

2. 子どもの委託

(1) ファミリーホームの選定

ア (略)

イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならぬ（令第32条）が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

ウ (略)

